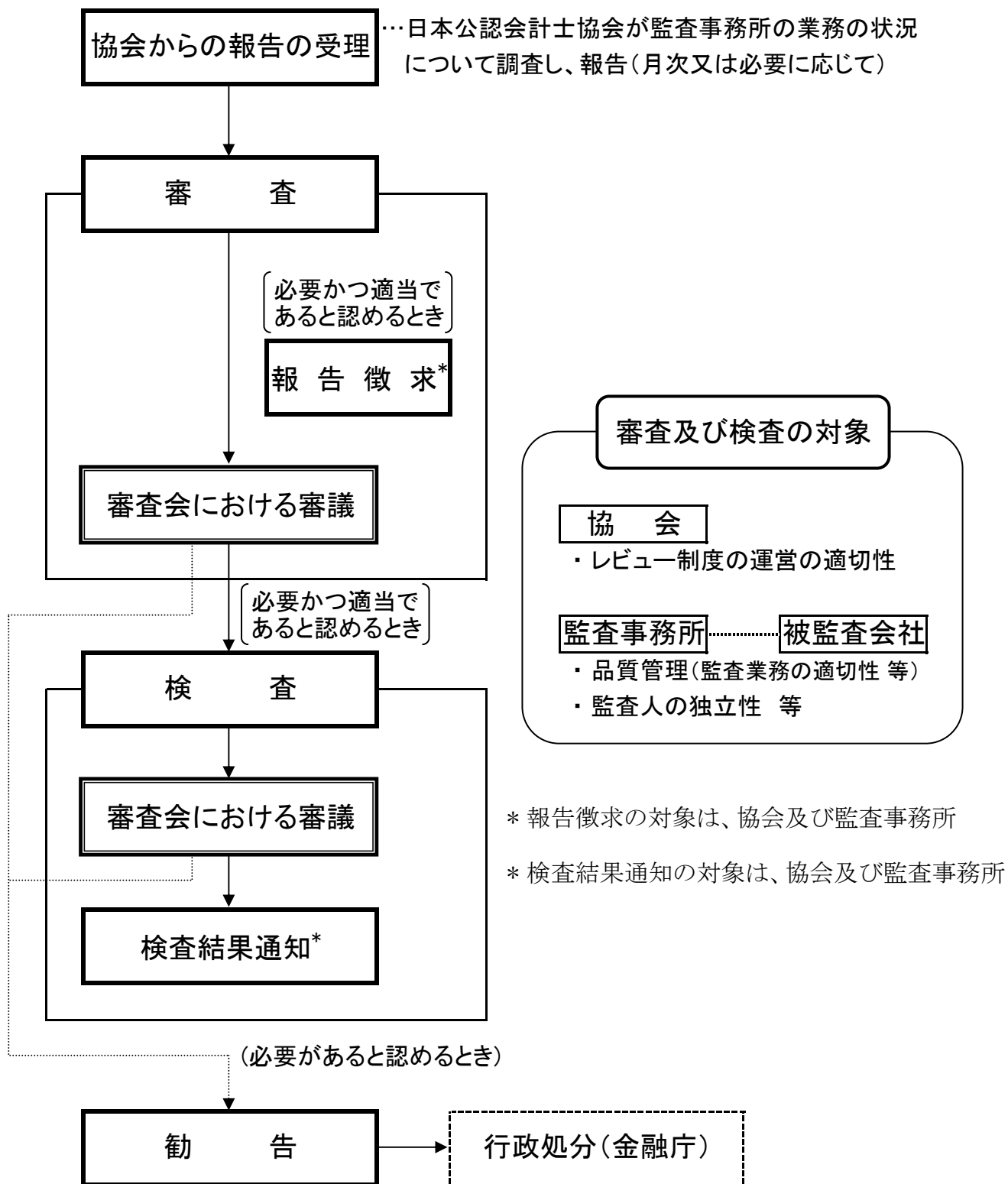
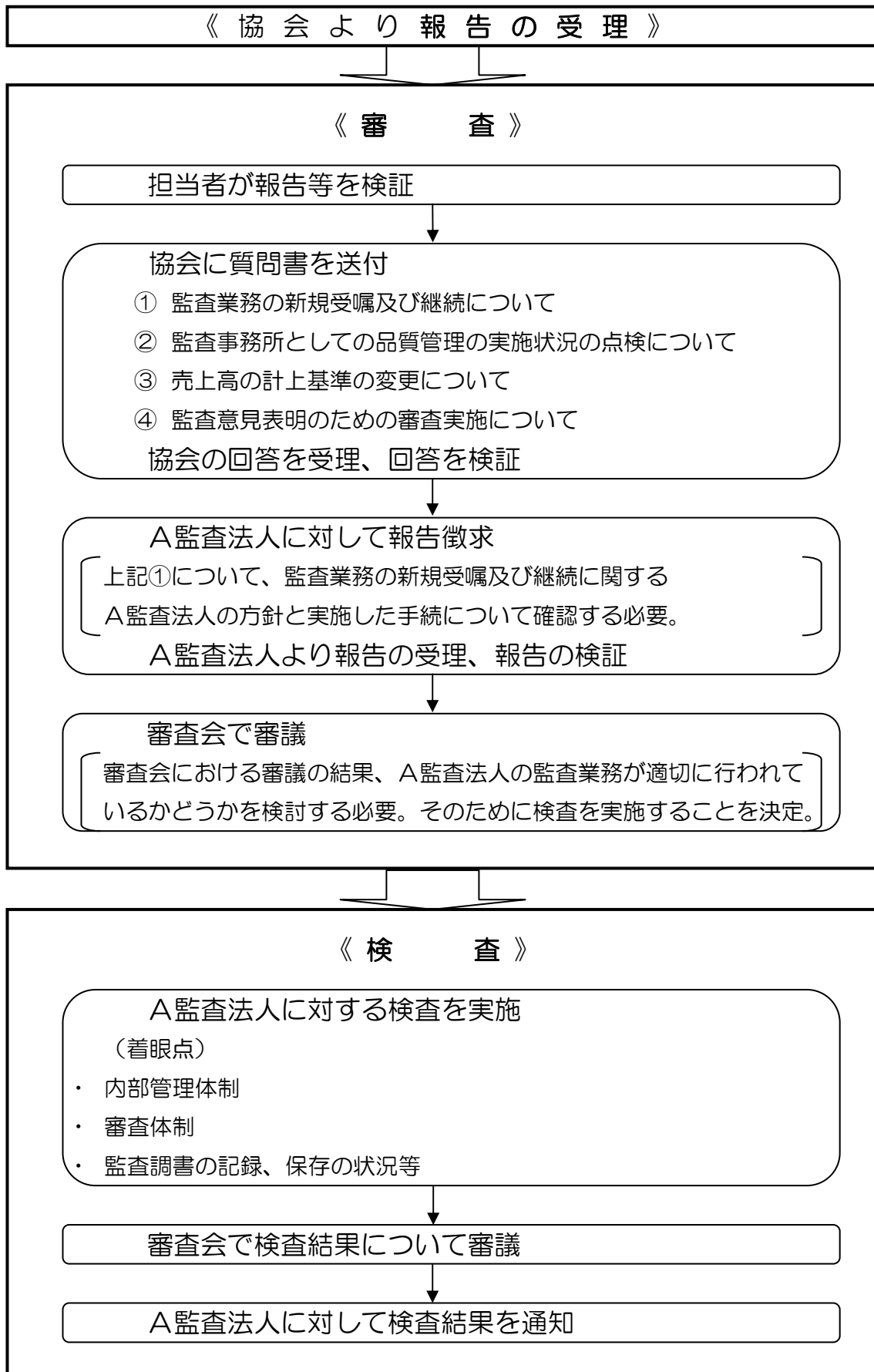


公認会計士・監査審査会の審査・検査手続



※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

審査及び検査の事例（モデルケース A 監査法人）



監査の信頼性確保のために

一審査基本方針等一

公認会計士・監査審査会
平成16年6月29日
改正平成17年6月14日

公認会計士法は、公認会計士が、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする旨を規定している。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の行う財務諸表の監査業務の改善進歩を図る活動を行っているが、改正公認会計士法の施行により、協会がこれまで行ってきた監査の質を向上させるための監査事務所に対する調査活動は法的にも位置づけられ、その報告が義務づけられた。協会の調査活動の信頼性の一層の向上のため、公益的見地から公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）がこれを審査し、必要に応じて検査する（以下「モニタリング」という。）機能も法的制度として導入された。

審査会が実施するモニタリングは、協会からの報告に基づき、協会による監査事務所における監査業務に対する調査制度が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行うものである。審査会は、その結果に基づき、必要があると認めるときは金融庁長官に対して勧告を行うことができる。その意味で、審査会の実施するモニタリングは、金融庁による公認会計士等に対する監督機能や協会の発揮する自治統制機能と相俟って、全体としてわが国の監査の質の確保と実効性の向上を図る制度的仕組みの主要な核をなすものである。

審査会は、監査の質の確保と実効性の向上に対する国民の期待に対応し、改正公認会計士法の趣旨に則り、証券監督者国際機構（IOSCO）の「監査人の監督に関する原則」等の国際的な潮流をも勘案し、監査人監督機関の国際会議に参加するとともに、海外の関係監督当局との緊密な協力関係を積極的に構築していくことも視野に入れつつ、以下のような視点及び目標を基本として、モニタリングを実施することとする。

【視点】

審査会が実施するモニタリングにおいては、現在、協会が上記調査活動として実施している「品質管理レビュー」等の既存の枠組みにとらわれることなく、常に国民の

視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保と実効性の向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応するとともに、年次活動報告を発行するなど、内外に対する適切な情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別監査意見そのものの適否の判断を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とすることにより、協会の効果的な自治統制機能を通じて、監査事務所における監査業務の充実・強化を図ることを目標とする。

審査会は、モニタリングの実施に当たって、以上のような観点を踏まえ、次のように「審査基本方針及び審査基本計画」及び「検査基本方針」を定める。なお、社会経済情勢の変化、審査・検査手法の向上等を踏まえ、これらの方針等について、事務年度毎に見直しを行い、必要に応じ適宜改正を行うものとする。

I. 審査基本方針及び審査基本計画

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

新たに審査会によるモニタリング制度が導入された目的に鑑み、また、制度導入当初であることを踏まえ、限られた行政的資源のもとでこの機能を効果的に果たしていくために、当面以下のような考え方を重視することとする。

① 監査の質の確保と実効性の向上に対する期待への積極的対応

監査の質の確保と実効性の向上への期待に積極的に対応するために、協会からの報告のみにとらわれず様々な情報を活用して、特に大きな問題点の的確な把握や実効性ある改善が確保され得るようなアプローチを確立していくこととする。その際、特にわが国経済に大きな影響を与える上場企業等に対する監査業務に係る品質管理の状況が遅滞なく的確に把握できるようなアプローチを模索し、確立する。

② 監査業務への継続監視と協会による品質管理レビューの一層の機能向上

協会からの報告に基づき継続的に審査活動を進めていくことに加え、協会による品質管理レビュー自体の信頼性、実効性を高め、審査の結果が適切に反映されるような仕組みが確実に構築されることを目指すとともに、信頼性の高い品質管理が監査業務に浸透するよう努めていく。

(2) 審査の枠組み

- ① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また必要な場合には監査事務所からも所要の報告・資料について徴求を行うとともに、様々な情報を活用し、これらの内容に基づき、主に以下について審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

- ② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。
- ③ その他必要に応じ、審査会の任務を踏まえ、監査業務全体の質の確保と実効性の向上に資すると考えられる措置が認められた場合には、これを助言・提言等の形で関係者等に対し表明する。

2. 審査基本計画

(1) 継続的審査活動と重点審査事項

上記の審査基本方針に基づき、次のような事項に重点を置いて、**協会からの報告を基にその内容を継続的に審査**する。その際、協会の自治統制機能を評価するとともに、特定の法令等諸基準の遵守状況を横断的に審査する新たな手法の可能性についても検討を行う。

- ① 非監査業務の同時提供の禁止等、監査人の独立性確保の状況の確認
- ② 協会による品質管理レビューにおいて指摘された改善勧告事項とそのフォローアップ（リスク・アプローチ、監査意見表明のための審査機能等）
- ③ 個人会計士による大会社等の監査や長期間継続している監査人による監査について、品質管理の観点からの問題点の有無
- ④ 審査体制や業務管理体制等に係る適切性

(2) 当面の各事務年度における更なる取組み

上記の継続的な審査活動に加え、**協会による品質管理レビューの一層の機能向上**を図る見地から、当面各事務年度毎に次のような取組みを行う。

【平成 16 事務年度（17 年 6 月まで）】

協会によるこれまでの品質管理レビュー（基本的スタンス、実施体制、実施方法等）について、**深度ある実態把握**を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行う。その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、当年度のできるだけ早い時期に、協会による品質管理レビューの一層の信頼性向上と効果的な遂行のための条件整備・手法改善等に関し、**公益的立場から助言・提言等を行うとともに、必要に応じて勧告**を行う。

(注) 品質管理レビューの実態把握及び提言については、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。

【平成 17 事務年度（18 年 6 月まで）】

初年度の取組みを踏まえて改善・実施される協会による品質管理レビューを前提にした審査を行う。その際、初年度の取組みに対する評価・見直しを行い、重点審査事項により留意した対応や**審査会と協会との実務的な役割分担・連携関係を明確化**することも含め、その取組みについて一層の改善・向上を図るための方策を検討し、**審査の枠組みを強化**する。

また、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた財務報告に係る内部統制の有効性等や、監査の品質管理の向上等に関する企業会計審議会における審議動向について注視していくとともに、審査会としての対応を検討していく。

【平成 18 事務年度（19 年 6 月まで）以降】

協会による品質管理レビューが、相当程度機能向上していることを基本として、協会による品質管理レビューと審査会による審査活動による相乗効果により、**一層の監査の質の確保と実効性の向上**を目指す。

II. 検査基本方針

審査会の検査は、協会からの報告に対して「審査基本方針及び審査基本計画」に基づき行われる審査結果を踏まえて、必要に応じ次のように実施する。

1. 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- (1) 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかについての審査結果に基づき、必要があると認めるときに協会等に立入検査を行う。
- (2) 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかについての審査結果に基づき、必要かつ適当と認めるときに監査業務に関し監査事務所に立入検査を行う。
- (3) 上記(2)の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を適切に把握する必要があると認める場合には被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果、審査会は個別事情に応じ、審査会の意見を評価・提言等といった形で示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

2. 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- (1) 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- (2) 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能しているかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対監査事務所）
- (3) 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要があると認められる場合等（主に対被監査会社等）

- (4) 法令等諸基準の遵守状況を横断的に確認する必要が認められる場合
- (5) 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

3. 検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、運営規程に従い、検査の対象範囲、検査の目的、検査対象事項等、検査の実施項目を定める検査実施計画を策定し、検査を終了したときは、被検査事務所等に対して検査結果の通知を行う等適切な手続をとるものとする。

平成 18 事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は平成 16 年 4 月に発足後、審査基本方針等に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の行う品質管理レビューの審査、必要に応じて検査を行ってきたところである。

平成 16 事務年度においては、協会によるこれまでの品質管理レビューについて深度ある実態把握を行い、その成果及び実効性について十分に検討・評価を行い、その結果が翌年度の協会による品質管理レビューの計画に十分反映されるように、報告書「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」を平成 17 年 2 月 8 日に取りまとめたうえ、協会に手交するとともに公表した。なお、協会は同月 17 日に上記報告書への対応策を策定し、審査会に報告するとともに公表した。また品質管理レビューの審査を行い、一部の監査事務所に対する検査を実施した。

平成 17 事務年度においては、初年度の取組みを踏まえて審査を行い、検査を行った。特に、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4 大監査法人に対する検査を実施した。

平成 18 事務年度においては、これまでの審査会の活動実績、昨今の会計監査を巡る状況等を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、一層の監査の質の確保に資するように、審査及び検査を実施することとする。

1 平成 18 事務年度審査基本計画

（1）重点的検証事項

平成 16 事務年度においては、「確認（監査基準委員会報告書第 19 号）」の遵守状況を重点的に検証した。その結果、多くの監査事務所で確認が不十分な実態が把握された。さらに、平成 17 事務年度においても同様に不十分な実態が把握されたところであり、引き続き確認に関する検証が必要と考えられる。

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、会計上の見積りについて不十分な事例を多く把握したところである。また、監査業務に関する審査について、問題の発見及び解決がなされるためには不十分な態勢であると認められた。

これらを踏まえ、平成 18 事務年度においては、監査手続としては確認及び会計上の見積りについて、また、監査業務に係る審査態勢について重点的に検証することとする。

(2) 協会の品質管理レビューの改善状況の検証

審査会が協会の品質管理レビューについて実態把握及び提言を通じて改善を要請し、1 年余りが経過しており、協会の品質管理レビューの改善が期待される。また、監査基準の改訂、品質管理基準の策定により監査事務所の監査の品質管理がより一層重視されるようになっており、協会の品質管理レビューの改善状況について検証することとする。

2 検査基本計画

(1) 4 大監査法人に対するフォローアップ検査

平成 17 事務年度の 4 大監査法人に対する検査においては、4 大監査法人のいずれについても、法人としての品質管理に関して、監査の品質管理のための組織的な業務運営が不十分と認められる。具体的には、業務運営全般、独立性、監査契約の新規締結・更新、監査業務の遂行、監査調書、監査業務に係る審査、品質管理システムの監視、共同監査、組織的監査等に関して不十分なものが認められる。個々の監査業務に関する品質管理においては、一般に公正妥当と認められる監査の基準への準拠に不十分なものが認められる。今後、法人として、監査の品質管理のための組織的な業務運営を改善することが必要である。

今般の検査結果を踏まえ、平成 18 事務年度より、4 大監査法人の改善状況についてフォローアップ検査を実施することとする。

(2) 必要に応じた中規模監査法人への検査

国際的には、いわゆる Big 4 への検査が実施された後、それらに続く中規模の監査法人に対する検査が実施されている。

平成 16 事務年度及び 17 事務年度の審査には、中規模監査法人に対するものも含まれており、平成 18 事務年度の審査においても中規模監査法人に対するものが計画されている。

平成 18 事務年度においては、この国際的な動向や昨今の会計監査を巡る状況を踏まえ、規模による特性等に留意しつつ、協会の品質管理レビューの審査を行った後、必要に応じて検査を実施する。

有恒監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 18 年 11 月 29 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、有恒監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

1. 有恒監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。
 - (1) 内部管理に関する規程等を定めておらず、また、本部組織が未整備であり監査部門を横断的に統制していないなど、内部管理体制は不十分である。
 - (2) 監査の品質管理全般にわたって方針と手続が未整備又は不十分である。
 - (3) 監査業務の審査については、審査が実施されていない監査業務や重要な監査上の論点が審査に付されていない監査業務があるなど審査態勢は不十分である。
 - (4) 品質管理の実施状況の点検が全く行われていない。
 - (5) リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
2. また、当該監査法人は、このような著しく不当な運営の事実の一部を隠すために虚偽の内容を記載した業務報告書（平成 17 年 3 月期及び平成 18 年 3 月期）を近畿財務局長に提出し、日本公認会計士協会の品質管理レビューにおいても虚偽の内容の回答を行うなど、法人全体として業務改善に真摯に取り組んでいないものと認められる。

麴町監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 3 月 28 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、麴町監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

麴町監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 最高経営責任者及び監査の品質管理に関する責任者を定めていないなど当該監査法人の本部組織は未整備であり、また、品質管理に関する方針と手続の整備及び運用が不十分なため、各監査部門（分室）を横断的に統制していない。さらに、監査業務の審査において、財務書類に重大な疑義があり、適正意見を表明できないものと社員会が決定したにもかかわらず適正意見が表明されるなど法人の業務管理体制は不十分である。
2. リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
3. 監査法人の業務管理体制として法令で設置を義務付けられている「点検する機構」が設置されていない。また、個々の監査業務の実施状況の点検について平成 18 年 9 月まで全く行っておらず、その後実施した点検においても点検結果に対する改善案を検討していないなど不十分な点がある。

東陽監査法人に対する検査結果に基づく勧告について

平成 19 年 7 月 5 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会は、東陽監査法人を検査した結果、下記のとおり、当該監査法人の運営が著しく不当と認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の 2 の規定に基づき、当該監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

東陽監査法人を検査した結果、次のとおり問題がみられ、当該監査法人の運営は著しく不当なものと認められる。

1. 本部組織による監査部門の各班への業務方針等の周知や業務管理が十分でないなど、当該監査法人の組織的な業務運営は不十分である。また、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューの指摘に対する改善を監査実施者に任せて、改善状況を本部組織が管理していないため、直近の協会の品質管理レビューにおいて、前回と同様の指摘を含む多数の指摘を受けるなど、内部管理体制は不十分である。
2. 当該監査法人は、子会社が実施する業務について非監査業務の同時提供の禁止に抵触するか否かの検討をしておらず、また、行政当局に提出する業務報告書の作成に当たり、関係会社等の有無、大会社等の被監査会社数等を確認せず、さらに、定款に記載のない業務を提供しているなど、法令等遵守態勢は不十分である。
3. 監査業務の遂行において、リスク・アプローチに基づく監査計画の立案が不十分、不適切であるなど監査の基準に準拠していない手続がみられる監査業務があるほか、監査調書の作成及び査閲が不十分なため、監査手続実施における検討過程が明らかでない監査業務がある。
4. 監査業務に係る審査において、審査を適切に実施する体制の整備が不十分であるほか、審査の実施においても、審査担当者が自己の実施した監査業務の審査を実施している監査業務があり、また、中間期と期末の審査を異なる審査担当者が実施しているにもかかわらず、審査担当者間の引継ぎを十分に行っていないため、期末の審査担当者が重要な監査上の論点を看過している監査業務がある。さらに、重要な監査上の論点について深度ある審査が実施されたとはいえない監査業務があるなど、審査態勢は不十分である。

小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、審査基本方針等に基づき、平成 16 年度及び平成 17 年度の日本公認会計士協会による品質管理レビュー（以下「品質管理レビュー」という。）に関して審査・検査を行っているところであるが、これまでの小規模監査事務所に対する審査・検査の事例等の集積を踏まえ、今般、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として中間的な報告を取りまとめた。

本報告においては、品質管理レビューにおいて改善勧告のなされた事例及び審査会の審査・検査において問題とされた事例並びに、問題点を監査業務の遂行に関する主な項目ごとに取りまとめ、最後に、問題点の総括及び審査・検査を通じて把握した制度上の問題点についてまとめている。

なお、審査会の審査・検査は主として改善を要する監査の品質管理上の問題点を指摘するものである。本報告に記載しているこれらの問題点は、品質管理レビュー及び審査・検査で認められたものであり、これらの指摘は各監査事務所の行う個々の監査報告書における監査意見の表明が不適切であるとするものではないこと、また、ここで取り上げていない項目は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告の構成

本報告は以下の内容で構成されている。

- ① 小規模監査事務所の概要
- ② 小規模監査事務所の監査の品質管理上の問題点
 - ・ 監査手続
 - ・ 監査意見表明のための審査
 - ・ 監査契約の新規締結及び更新
 - ・ 監査責任者の交替
 - ・ 共同監査
- ③ 事例
- ④ 小規模監査事務所の問題点の総括
- ⑤ 小規模監査事務所に係る制度上の問題点

2. 小規模監査事務所の概要

本報告において「小規模監査事務所」とは、小規模監査法人及び個人公認会計士（以下「個人事務所」という。）を指している。小規模監査法人とは、我が国の監査法人のうち 4 大監査法人及び中規模監査法人（4 大監査法人に次ぐ規模を有する

上位 20 法人) を除いたものとしている。

本報告で取り上げた小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の品質管理レビューの対象となった小規模監査法人 (88 法人) 及び個人事務所 (128 事務所) の計 216 事務所である。

3. 監査の品質管理上の問題点

本報告では、小規模監査事務所の行う個々の監査業務の遂行に関する事例及び問題点を取り上げている。主な内容は以下のとおりである。

① 監査手続

「監査マニュアルの整備」「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「監査調書の記録」「確認」「会計上の見積り」の各項目に係る指摘事例及び問題点を記載。たとえば、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」に関しては、小規模監査事務所のほとんどに問題が見られている。また、幅広い項目において文書化に問題が見られている。

② 監査意見表明のための審査

審査体制の整備及び運用に係る指摘事例及び問題点を記載。小規模監査事務所の 6 割に問題が見られている。

③ 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の更新時におけるリスク評価に係る指摘事例及び問題点等を記載。小規模監査事務所の 3 割に問題が見られている。

④ 監査責任者の交替

監査責任者の交替 (ローテーション) 制度の整備に係る指摘事例及び問題点を記載。個人事務所のほとんど及び小規模監査法人の 4 割に問題が見られている。

⑤ 共同監査

共同監査の遂行 (監査業務の分担等) に係る指摘事例及び問題点を記載。共同監査協定書を締結していない状況等が見られている。

4. 事例

個人事務所が実施する個別の監査業務において、監査手続上の問題等が幅広く見られるものを取り上げている。

5. 問題点の総括

小規模監査事務所における固有の問題と思われるものを、「大会社等の監査を行うための体制」「監査の品質管理に対する意識」及び「被監査会社の問題点」の 3 項目に分けて総括的に取りまとめている。

小規模監査事務所においては、大会社等に対する組織的な監査体制をとることが困難な状況が見られ、また、監査体制面での整備の遅れのほかに、監査の品質管理

に対する意識についても問題が見られている。

6. 制度上の問題点

個人事務所による監査業務の適切性の確保に関して、以下の制度上の問題点を取りまとめている。

- ・監査法人と異なり、公認会計士に対しては、監査業務の遂行が著しく不当な場合に「必要な指示」や懲戒処分を行うことができないものとなっているが、「必要な指示」や懲戒処分を行うことができるようにすべきではないか。
- ・また、公認会計士に対しては、相当な注意を怠って重大な虚偽等のある財務書類をないものとして証明した場合に、戒告又は業務停止の処分を行うことができるとしているが、故意による虚偽証明等の場合と同様に登録の抹消も選択肢として加えるべきではないか。

(以上)

中小規模監査事務所の監査の品質管理について（概要）

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、昨年 11 月に、平成 16 年度及び平成 17 年度の日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューに対する審査事例を中心に「小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめた（平成 18 年 11 月 8 日公表）。他方、審査会は、平成 18 事務年度（平成 18 年 7 月～平成 19 年 6 月）の審査基本計画及び検査基本計画を踏まえて、必要に応じた中規模監査法人に対する審査及び検査も進めてきた。本報告書は、これらの審査及び検査を中心に取りまとめたものである。

本報告書において総括しているとおり、中小規模監査法人では、限られた人的資源の中で、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが課題となっている。

審査会としては、個人事務所を含めた中小規模監査事務所において、適切な品質管理の下で監査の質の維持・向上を図るための体制整備に常に努める必要があると考えており、特に、4 大監査法人に次ぐ地位にあって、多くの上場会社等の監査業務を実施している中規模監査法人においては、早急な体制整備が行われることを期待する。

なお、本報告書に記載する問題は、検査において検査官が検証した範囲及び検査時点で認められたものであり、すべての中小規模監査事務所の業務管理体制に不備があるとするものではないこと、各監査事務所の行う監査意見の表明そのものが直ちに不適切であるとするものではないこと、また、ここで指摘していない事項は、すべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 本報告書の対象

本報告書では、「中規模監査法人」を、我が国の 4 大監査法人に次ぐ規模を有する 20 法人（注）とし、それら以外の監査法人を「小規模監査法人」と区分する。このような中規模監査法人及び小規模監査法人に個人事務所（公認会計士）を加えたものを「中小規模監査事務所」としている。

本報告書の対象となる中小規模監査事務所は、平成 16 年度及び平成 17 年度の協会の品質管理レビューの対象である 16 中規模監査法人、88 小規模監査法人、128 個人事務所である。なお、上記のほかに平成 18 年度の協会の品質管理レビューの対象である 1 中規模監査法人の検査結果も対象に加えている。

(注) 平成 17 年 3 月末現在における常勤公認会計士数による順位。平成 19 年 2 月末までに 17 法人に対して審査及び検査を実施

2. 中小規模監査法人の概要 (平成 17 年 3 月末現在)

4 大監査法人と中小規模監査法人とでは、その人員規模に著しい格差がみられる。たとえば、4 大監査法人の所属公認会計士数は平均 1,666 人であるのに対して中小規模監査法人では平均 12 人 (中規模 33 人、小規模 8 人) である。

また、証券取引法監査の実施数でみても、監査法人全体に占める中小規模監査法人の割合は 2 割に満たない。

3. 中小規模監査法人の監査の品質管理

中小規模監査法人に対する審査及び検査でみられた監査の品質管理に関する主な問題は次のとおりである。

(1) 業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が不十分で監査業務を実施する監査部門及び地方事務所の統制が十分になされていない法人がある。このような法人では監査部門等の単位で人事や報酬などが決定されるなど、4 大監査法人よりも法人本部から一層独立した形での業務運営となっている状況がみられる。

(2) 職業倫理及び独立性

独立性保持その他の適格性要件の確保についての方針と手続は概ね整備されているものの、社員及び職員の独立性の確認が網羅的になされていないなど運用に問題がみられる法人がある。

(3) 監査契約の新規締結及び更新

監査契約の新規締結及び更新についての方針と手続は概ね整備されているものの、具体的なガイドラインや審査手続を定めていない法人がある。また、リスク評価について適切に実施されていないなど運用に問題がみられる法人もある。

(4) 監査業務の実施

監査マニュアルは概ね整備されているものの、適時に内容を改訂していない法人がある。個別の監査手続については、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」「確認」「経営者確認書」「会計上の見積り」などの各項目に問題がみられている。特に、「リスク・アプローチに基づく監査計画の立案」や「確認」に関しては多くの法人に問題がみられる。

また、多くの法人において監査調書の記録に不十分な点がみられている。

(5) 監査業務の審査

審査体制については合議制 (会議体方式) 又はレビューパートナー方式 (業務執行社員以外の特定の社員により審査を行う方式) により概ね設けられている。しかしながら、すべての監査業務を審査の対象としていない法人があり、また、審査を受けずに意見表明を行っている監査業務があるなど審査の実施状況において問題がみられる法人がある。

4. 中小規模監査法人の監査の品質管理（総括）

中小規模監査法人に共通すると考えられる主な問題は次のとおりである。

（1）業務管理体制

本部組織や内部規程の整備が遅れているなどガバナンスに問題があり、監査部門や地方事務所が本部から独立的に運営されている状況がみられる。また、法人の社員等が個人事務所の業務運営を優先し、法人の業務運営に支障が生じている状況もみられる。

中小規模監査法人においては、このような業務管理上の問題がみられることから、法人の最高経営責任者や品質管理責任者のリーダーシップの下に、適切な業務管理体制を構築・運用していくことが喫緊の課題となっている。

（2）監査体制及び審査体制

法人に所属する社員等が少数のために、大規模会社に対する監査体制や審査体制を構築することが困難になっている。また、監査業務の審査が適切に実施されていない事例がみられる。

（3）監査の品質管理に対する意識

監査の品質管理に責任を有する監査事務所の最高経営責任者等として業務を統括する意識に乏しい者や、個々の監査業務を行う監査実施者において職業的専門家として公正かつ誠実に職責を果たすという意識に欠ける者がみられる。

5. 個人事務所の監査の品質管理

個人事務所（公認会計士）においては、監査業務を主体とするものが3割に満たず、税務業務等を主体とするものが多い。

監査体制及び審査体制については、中小規模監査法人以上に、それらの体制の構築・運用が困難になっている状況がみられる。

監査業務の実施については、監査マニュアルの整備やリスク・アプローチに基づく監査計画の立案に関して多くの事務所で問題がみられる。また、監査業務以外の業務が主体であるために、監査の品質管理の改善に取り組む意識が薄いと思われる事務所もみられる。

6. 被監査会社側の問題

小規模監査法人又は個人事務所が大規模会社を監査する場合に、被監査会社から監査人に対し不適切な対応があると思われる事例がみられる。

被監査会社は、財務諸表等の作成者として適正な企業内容の開示を行う責務があることを改めて認識すべきである。

（以上）

平成19年6月29日

公認会計士・監査審査会

3 大監査法人の業務改善状況について

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成17年10月から平成18年6月までの間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人及び中央青山監査法人の4大監査法人に対する検査を実施し、これらの結果に基づき、平成18年6月30日にそれぞれの法人に業務改善指示を求める勧告を金融庁長官に対して行った。審査会による勧告を受け、金融庁長官は平成18年7月7日に4大監査法人に対して業務改善指示を行った。各法人は当該指示に基づく改善策を金融庁長官に提出し、その後の改善実施状況についても金融庁長官に報告している（改善策及び改善実施状況報告についてはその概要が各法人から公表されている。）。

審査会は、平成18事務年度の検査基本計画において、上記の検査結果を踏まえ、4大監査法人の改善状況について検査を実施することとし、みずす監査法人（旧中央青山監査法人）を除く3法人に対して平成19年2月から同年6月までの間に順次検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、各法人ともに法人代表者の指示により本部内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めるなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、各法人ともに主に改善の進捗管理、運用面において不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。なお、各法人においては、このような指摘について、検査結果の通知を待つことなく自主的に改善の徹底に取り組んでいる。

今回の検査の目的は、前回の検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することである。また、個別監査業務については、前回の検査対象となった監査業務において指摘事項に係る改善状況を検証することとし、検査は限定的なものとしている。本公表において示している問題点は、このような検査による検証の範囲で認められたものであり、各法人の行う業務において広く認められているものではないこと、また、ここで指摘していない事項はすべて適切であることを意味するものではないことに留意する必要がある。

1. 検査の概要

(1) 検査の目的及び期間

今回の検査は、平成 17 事務年度（平成 17 年 7 月～平成 18 年 6 月）に実施した 4 大監査法人に対する検査で指摘した監査の品質管理上の問題点や金融庁長官の業務改善指示に対する各法人の改善状況を検証することを目的としたものである。

検査は、平成 19 年 2 月から同年 6 月までの期間に、あずさ監査法人、監査法人トーマツ及び新日本監査法人に対して実施した。みずす監査法人（旧中央青山監査法人）については、当該法人が平成 19 年 2 月に「人員の移籍に関する他監査法人との協議について」を公表したため審査会としては当面その動向を注視することとし、今回の検査の対象からは除外した。なお、同法人は、平成 19 年 5 月 30 日に「当法人の解散について」を公表し、同年 7 月 31 日をもって法人を解散することを明らかにしている。

(2) 検査の手法及び範囲

今回の検査は、各法人の作成した個々の改善策が適切に実施されているか、改善したとする事項の運用において不十分な点がないか等について、本部事務所及び東京、大阪その他一部の地方事務所に立ち入り、検証した。

検査手法は、法人代表者、改善策の取りまとめ責任者及び管理責任者並びに業務執行社員等へのヒアリングの実施、監査調書等の関係書類の閲覧によるものである。また、前回の検査対象となった監査業務については、検査基準日現在において、前回の検査結果通知後の年度監査が継続中であることから、指摘事項に係る改善状況を中間監査の業務において検証することとした。なお、前回の検査対象となった監査業務以外の個別監査業務は検証の対象とはしていない。

2. 改善策の作成、周知及び進捗管理

(1) 改善策の作成

各法人ともに理事長等の法人代表者の指示に基づき改善策を作成している。

改善策の内容は、監査の品質管理の各事項に多岐にわたるため、個々の指摘事項に対する改善策は担当部署ごとに作成し、本部の品質管理担当理事等が取りまとめの責任者となっている。

地方事務所の統合、ブロック化を含めた法人組織の改革については、現在取り組み中の法人が複数ある。

(2) 改善策の周知

各法人ともに、法人代表者から改善に係るメッセージが発信されており、全体の改善策については社員会及び各種説明会等で周知している。また、個々の改善策については、ガイドライン及び通達等により社員及び職員に周知しているとしている。

地方事務所に対する周知については、全国事務所長会議等を本部が開催し改善策を説明している。これを受けて事務所長から事務所に周知している。

個別監査業務に係る指摘事項については、研修担当部署が監査従事者に対する事例研修等を開催し周知しているとしている。

(3) 改善の進捗管理

各法人ともに、改善の進捗状況の管理担当部署及び責任者を定めており、当該責任者は各部門及び地方事務所の担当者から実施状況の報告を受けて進捗を管理している。進捗状況については定期的に理事会等に報告している。

3. 検査結果の概要

(1) 総括

上記2.に記載したとおり、各法人ともに、法人代表者の指示に基づき本部内に改善に関する管理担当部署及び責任者を定めて、改善策の作成、周知、進捗状況の取りまとめを行うなど、組織的に改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。

今回の検査で検証した限りでは、各法人ともに、個々の改善策の実施が著しく遅延しているもの又は著しく不十分なものは認められないが、下記(2)及び(3)に記載するとおり、改善策の周知が組織の末端まで徹底されていない事例や改善の進捗管理等に不十分な点がみられ、また、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面にも不十分な点がみられる。

(2) 共通する問題点

① 改善策の周知

各法人ともに、本部から監査部門及び地方事務所への改善の指示はガイドライン及び通達等の制定、発出又は電子掲示板への掲載、研修の開催等により行われているが、社員や職員の中には改善の必要性の認識や改善策の内容の理解が十分でない者がみられる。各法人においては、すべての社員及び職員が改善の必要性及び改善策の内容を十分に理解できるよう周知方法を改善し、周知を徹底するよう努める必要がある。

② 改善の進捗管理

個々の改善策の進捗状況は、各法人ともに、各担当部署の責任者から本部

の取りまとめ責任者への報告により管理しているものが多く、各部門及び地方事務所において改善策が実施されているかどうかの本部による確認が不十分となっている状況がみられる。

たとえば、ある法人では、すべての社員及び職員から通達等の内容を読了した旨の確認書を各部門長等に提出させているものの、本部は当該確認書の回収の際にその内容について確認するよう指示をしないままに部門長等に委ねているため、不十分な内容の確認書が提出されていたにもかかわらず、そのまま受領している事例がみられる。また、ある法人の一部の地方事務所においては改善への取り組みがほとんどなされていなかったが、本部は検査で指摘されるまでこのような状況を把握していなかった事例がみられる。各法人の本部等においては、改善策が各部門及び地方事務所において确实かつ有効に実施されているかどうか管理する必要がある。

③ 体制の整備

各法人においては、組織的監査の実施の観点から業務管理体制の整備に取り組んでいるが、実効性に留意した体制の整備に不十分な点がみられる。

たとえば、ある法人では、法令等遵守（コンプライアンス）体制の強化に当たり、コンプライアンス委員会を立ち上げたものの、事務局人事や委員会関係の規程の整備が遅れている状況がみられる。

④ 法人組織の改革

所属員が3千人を超えるような大規模監査法人にあって組織的監査を実施するためには、本部組織の強化や地方事務所の適切な管理体制などの整備が不可欠である。

組織的監査を実施するため、地方事務所の統合、ブロック化や法人全体での財政一体化を既に実施したとする法人もあるが、今後、法人組織の改革を完了させるとする法人も複数ある。当該改革の際には、監査の品質を考慮した監査資源の配分や統一的な人事評価なども適切に行われる必要がある。

(3) 個別の問題点

各法人ともに下記の事項に関する改善に取り組んでいるが、個々の改善策の実施に係る管理及び運用面において不十分な点がみられる。

なお、前回の検査での指摘事項である「監査業務の遂行」及び「共同監査」に関する改善状況については、各法人ともに特に指摘すべき問題点は認められなかった。

① 業務運営

複数の法人において、本部からの改善指示の徹底に不十分な点がみられる。

・ すべての社員及び職員に対して、改善策に関する通達等の内容を読了

した旨の確認書の提出を求めているが、本部から各部門長等に対して提出された内容を確認するよう指示をしていないために、不十分な内容による確認書を部門長等はそのまま受領している。(前出事例)

- ・ 改善状況に関する内部監査において、本部の指示に従った手続を実施していない地方事務所がある。

② 職業倫理及び独立性

複数の法人において、監査従事者の独立性や非監査業務の同時提供の制限に関する審査又は調査に不十分な点がみられる。

- ・ 有価証券等の保有制限等に関し、内部規程の違反者に対する処分が不明瞭なものとなっている。
- ・ 非監査業務の契約締結に関する審査終了前に、業務着手又は契約が締結された非監査業務がある。

③ 監査契約の新規締結及び更新

各法人ともに、監査契約の承認手続に不十分な点がみられる。

- ・ 監査契約締結の際に実施する事前承認手続が完了（契約の承認）する前に監査契約が締結された監査業務がある。
- ・ 被監査予定会社から会計監査人の依頼を受けた際に、契約リスク評価手続を完了した上で法人が受諾すべきところ、当該手続を完了する前に株主総会で会計監査人に選任された監査業務がある。
- ・ 監査契約締結の申請者と承認者が同一社員である監査業務がある。

④ 人事及び教育・訓練等

複数の法人において、公認会計士が受けることとされている継続的専門研修の管理状況に不十分な点がみられる。また、人事評価の運用に不十分な点がある法人、必修である研修の受講管理に不十分な点がある法人、業務執行社員の選任に不十分な点がある法人がある。

⑤ 監査調書

各法人ともに、監査調書の保存・管理に不十分な点がみられる。

- ・ 監査調書の保存に対する点検において不備に気付किながら、管理担当部署が対応を行っていないものがある。
- ・ 監査調書の保存に関する手続を実施するよう本部より指示されたにもかかわらず、実施していない地方事務所がある。
- ・ 監査調書の保存に関して登録漏れのある監査部門及び監査調書の管理台帳を作成していない地方事務所がある。

⑥ 監査業務に係る審査

各法人ともに監査業務に係る審査体制の強化を図っているが、複数の法人において体制整備又は審査手続に不十分な点がみられる。

- ・ 審査の強化策の一部について具体的な取り組みが行われていない。
- ・ 本部審査管理部署の提出期限の管理が不十分なため、審査担当者の審査終了後、期限を超えて本部審査管理部署に提出された審査書類が多くみられる。

⑦ 品質管理のシステムの監視

品質管理のシステムに対する監視において、運用に不十分な点がある法人がある。

- ・ 品質管理のシステムの監視に関する内部規程と実際の運用が相違している。
- ・ 法人内部の点検結果を踏まえ、不備の程度が高い監査実施者等に対し特別研修を実施したが、当該特別研修の欠席者に対して再研修をするなどの対応をしていない。

おわりに

前記のとおり、各法人は、今回の検査での指摘を踏まえ、審査会の検査結果通知を待つことなく改善の徹底に取り組んでいる。審査会としては、このような各法人の自主的な取り組みにより、個別監査業務に改善の成果が浸透し、各法人の監査の品質が更に向上することを望んでいる。

なお、今回の検査において法人間の改善状況に差異が認められること、各法人の個々の改善策の内容が異なっていること、さらに、法人の業務改善の成果が個別監査業務に反映される必要があることから、審査会としては、今回の指摘及び今後改善を予定している事項の改善状況並びに個別監査業務の検証を引き続き行っていくこととする。

各法人自らにおいても、最高経営責任者である法人代表者のリーダーシップの下で、監査の品質の確保・向上に継続して取り組んでいくことを審査会として期待する。

(以上)

日本公認会計士協会の品質管理レビューの改善状況について

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 17 年 2 月 8 日付提言（「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」）及び平成 17 年 5 月 25 日付検査結果通知書に対する改善状況等を検証することを目的として、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）に対し平成 19 年 5 月に検査を実施した。

検査で検証した限りにおいては、協会の品質管理委員会を中心に品質管理レビューの一層の機能向上に向けた改善策の実施に取り組んでいるものと認められる。しかしながら、以下のとおり品質管理レビューの運営に不十分な点がみられるため、検査において指摘したところである。

本公表において問題点として示している事項以外の品質管理レビューに関する事項については、審査会として、問題とすべき事項が存在しない、あるいは適切であると判断したものではないことに留意する必要がある。

（注）品質管理レビューとは、監査事務所が行う監査の品質管理の状況等を協会がレビューするとともに、その結果を当該監査事務所に通知し、必要に応じ改善を勧告し、当該勧告に対する改善状況の報告を受けるものである。

1. 品質管理レビューの実施

（1）レビュー対象とする監査業務の選定

品質管理レビューの実施に当たり、レビューチームがレビュー対象として選定した監査業務の中には、選定過程及び判断根拠を明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、レビューチームは、レビュー対象として選定した監査業務の選定過程及び判断根拠を明確に記録する必要がある。

（2）インタビュー手続における非常勤の監査補助者の取り扱い

品質管理レビューにおいて実施する監査実施者に対するインタビュー手続の対象者には、非常勤の監査補助者を含まない。監査事務所の定めた監査の品質管理の方針と手続が監査実施者に正確に周知徹底が図られていることを確認するためには、監査実施者に対するインタビュー手続の対象者に非常勤の監査補助者も含める必要がある。

(3) 継続的専門研修制度の履修内容に係るレビュー手続

品質管理レビューでは、監査事務所に協会の継続的専門研修制度協議会に履修結果として報告した集合研修の内容をレビュー対象としていない。継続的専門研修制度は監査の品質の確保・向上に関わるものであるため、当該履修内容の適切性も品質管理レビューにおいて確認する必要がある。

(4) 監査補助者が公認会計士等でない場合のレビュー手続

監査業務の実施に当たり、監査責任者は監査補助者に対し適切な指示及び監督を行わなければならない。特に、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合には、監査責任者は当該監査補助者に対する指示及び監督をより一層適切に実施することが必要であるが、品質管理レビューにはその判断基準がない。このため、監査補助者全員が公認会計士又は会計士補でない場合の監査責任者の指導及び監督の適切性に係る具体的な基準を早急に定める必要がある。

(5) 品質管理レビューに関して虚偽報告を行った監査事務所への対応

品質管理レビュー制度は、品質管理レビューに対する監査事務所の誠実な対応を前提として成り立っている。このため、監査事務所が品質管理レビューに関して虚偽報告を行った事実が判明した場合には、当該監査事務所に対して厳正な対応を行うなど、品質管理レビュー制度の適正な運営を確保する必要がある。

2. 品質管理レビュー報告書及び改善勧告書等の作成並びに回答書の審査

(1) 品質管理委員会の判断形成過程の文書化

品質管理委員会が品質管理レビュー報告書案の結論を変更した場合等の判断形成過程を議事録等に明確に記録していない事例が認められる。このため、品質管理レビューの客観性及び妥当性の確保の観点、並びに審査会による審査及び検査の観点から、品質管理委員会は判断形成過程の文書化を徹底する必要がある。

(2) 改善勧告書作成に係る統一の方針の徹底

品質管理委員会が監査事務所に交付した改善勧告書の中には、改善勧告書作成に係る同委員会の統一の方針が徹底されずに、必要な改善措置として記載すべき事項を記載していない事例が認められる。このため、品質管理委員会は、当該方針に基づいた改善勧告書の作成を徹底する必要がある。

(3) 改善勧告書に対する回答書の審査

監査事務所が品質管理委員会に提出した「改善勧告書に対する回答書」の中には、具体的な改善内容が記載されていないものを品質管理委員会が受理している事例が認められる。指摘事項の確実な改善を確保するためには、回答書に具体的な改善策等の記載を求める必要がある。

監査の品質の一層の向上のために

－ 審査基本方針等 －

平成19年6月29日

公認会計士・監査審査会

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする（公認会計士法第1条）。日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）の使命の公益性に鑑み、その行う財務情報に関する監査業務の改善進歩を図り、もって監査の質を向上させるため、監査事務所の業務の状況の調査を行い、調査結果を公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）に対して報告することとなっている（公認会計士法第46条の9の2）。

審査会は、協会からの報告に基づき、監査事務所における監査業務に対する協会による調査が適切に運営されているかどうか及び監査事務所における監査業務が適切に運営されているかどうかについて、協会から独立した公益的立場から審査を行い、必要があると認めるときに監査事務所等に立入検査を行う。その結果、審査会は、必要があると認めるときは金融庁長官に対して行政処分その他の措置について勧告を行う（公認会計士法第41条の2）。

審査会は、平成16年4月の発足以降平成19年6月までの、いわば第1期における審査及び検査において、検査結果を被検査事務所等に通知するほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、協会の品質管理レビュー及び監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめて、関係者等に示してきた。

具体的には、平成16事務年度（平成16年7月～平成17年6月）においては、法的に位置づけられる前の協会による品質管理レビューについて実態把握を行い、その結果を「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて」として取りまとめ公表した。また、平成17事務年度（平成17年7月～平成18年6月）においては、会計監査を巡る状況、国際的な監査事務所に対する監督監視の動向を踏まえ、4大監査法人に対する検査を実施し、検査結果の概要を「4大監査法人の監査の品質管理について」として取りまとめ公表した（これらの検査に対するフォローアップについては平成19年6月に取りまとめ公表）。さらに、平成18事務年度（平成18年7月～平成19年6月）においては、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品

質管理について」の公表により、個人事務所を含む中小規模監査事務所の主な問題点及び課題等を示した。

審査会は、このような第1期における審査及び検査の実績を踏まえ、第2期（平成19年7月～平成22年6月）においては、以下の視点及び目標を基本として、審査及び検査を実施することとする。

【視点】

審査会が実施する審査及び検査においては、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、監査の質の確保・向上を積極的に図っていくものとする。また、国際的動向に積極的に対応し、諸外国の情報の入手及び内外に対する情報発信に努める。

【目標】

審査会が実施する審査及び検査は、個別監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、協会による品質管理レビューの一層の機能向上を公益的立場から促していくことを基本とする。

審査会は、審査及び検査の実施に当たって、以上の観点を踏まえ、次のように「審査基本方針」及び「検査基本方針」を定める。なお、四半期報告書や内部統制報告書の導入等に伴う監査業務の範囲の拡大、公認会計士法など関連法令等の改正、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらの方針については、事務年度毎に見直しを行うとともに、事務年度毎に「審査基本計画」及び「検査基本計画」を策定する。

また、審査会の任務を踏まえ、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、審査及び検査の結果を提言等の形で関係者等に表明し、審査会に与えられた使命を果たしていく。

1. 審査基本方針

(1) 基本的考え方

第1期における審査会による審査及び検査を踏まえ、第2期においては以下の考え方を基本とする。

① これまでに指摘した事項に対する改善の確実な定着

これまでに審査会が指摘してきた監査の品質管理上の問題点について、監査事務所において確実に改善がなされているかどうか重点を置いた審査を行うこととする。その際、さらに改善の必要があると思われる事項についても把握し、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促していくこととする。

なお、限られた行政的資源のもとで審査の目的を効果的に実現するために、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所、特に大規模監査事務所及び中規模監査事務所に対して重点的に審査を行う。

② 新しい事態への対応

平成19年度からは、新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した協会の品質管理レビューが実施されていること、及び、協会が上場会社監査事務所に対する新たな措置（上場会社監査事務所登録制度）を実施していることに留意した審査を行う。

(2) 審査の枠組み

① 協会からの品質管理レビューに係る報告書を受理し、あわせて関連する報告・資料について徴求を行い、また様々な情報を活用し、これらの内容に基づき審査を行うものとする。

イ. 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうか。

ロ. 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、協会による品質管理レビューの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか。

② 上記の審査の結果、審査会は、個別事情に応じ、審査会の意見を提言等の形で

示していくとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切な対応を行う。

2. 検査基本方針

審査会は、協会からの報告に対して「審査基本方針」に基づき行われる審査の結果を踏まえて、必要に応じ検査を実施する。

(1) 検査の枠組み

審査会の検査の基本的枠組みは以下のとおりである。

- ① 協会による品質管理レビュー制度の運営が適切に行われているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要があると認めるときは協会等に立入検査を行う。
- ② 協会からの報告を踏まえ、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか、又は協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうかを確認するため、審査結果に基づき、必要かつ適当であると認めるときは監査事務所に立入検査を行う。
- ③ 上記②の過程で、さらに監査事務所における監査業務に関する状況を確認するため必要かつ適当であると認めるときは被監査会社等に立入検査を行う。

検査の結果について、審査会は、検査を受けた協会又は監査事務所に対してその内容を通知するとともに、必要に応じて金融庁長官に対し行政処分その他の措置について勧告を行うなど適切に対応する。

(2) 検査の実施

検査は、以下のような場合に実施する。

- ① 協会による品質管理レビューにおいて、重要なレビュー手続が欠けている、又はその実施が不十分である等、協会による品質管理レビューが十分であるかどうか確認する必要があると認められる場合等（主に対協会）
- ② 協会による品質管理レビューを通じて、監査事務所における監査業務が適切に行われているかどうか確認する必要があると認められる場合、協会による品質管理レビューでの指摘が適切に監査業務に反映されているかどうか確認する必要があると認められる場合、又は監査事務所における業務管理体制が有効に機能している

かどうか確認する必要がある場合等（主に対監査事務所）

- ③ 監査事務所における監査業務に対応する被監査会社等の側における内部管理体制を確認する必要がある場合、又は監査事務所における監査業務の実施状況を被監査会社等の側において確認する必要がある場合等（主に対被監査会社等）
- ④ 法令諸基準等の遵守状況を横断的に確認する必要がある場合
- ⑤ 上記のほか、個々の審査の結果、個別事情等を勘案し、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合

（３）検査の手続

審査の結果に基づき、検査の必要があると認められる場合には、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い適切な手続により検査を実施することとする。

平成19年6月29日

公認会計士・監査審査会

平成19事務年度の審査基本計画及び検査基本計画

平成19事務年度において、公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、新しい審査基本方針等で示した基本的な考え方を踏まえ、以下の審査基本計画及び検査基本計画に基づいて、審査及び検査を実施する。

1 審査基本計画

(1) 重点的検証事項

平成17年10月に新たに設定された「監査に関する品質管理基準」に準拠した日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の品質管理レビューが平成19年度から実施されていることを踏まえ、平成19事務年度においては、上記基準等に基づいた品質管理のシステムが監査事務所において適切に整備されているかどうかについて、特に監査法人に対して重点的に検証する。

また、協会の品質管理レビューにおいて指摘が多くなされている監査契約の新規締結及び更新について重点的に検証する。なお、監査業務に係る審査について平成18事務年度に重点的に検証したが、その結果、審査の実施状況等に問題が認められているため、平成19事務年度においても引き続き検証することとする。

(2) 協会の上場会社監査事務所登録制度の運営状況の検証

協会の品質管理レビューの一層の機能向上により、監査事務所において適切な監査の品質管理の定着がなされ、その結果、監査の質の向上が図られることが重要である。審査会は、このような観点から、協会が平成19年度から導入した上場会社監査事務所登録制度の運営状況を検証する。

2 検査基本計画

(1) 大規模監査法人等に対する検査

平成18事務年度においては3大監査法人（あずさ監査法人、監査法人トーマツ、新日本監査法人）に対するフォローアップ検査を実施したが、検

査の結果、法人間で改善状況に差異がみられているため、その後の改善状況について、また、個別監査業務に改善が浸透しているか検証する。

したがって、平成 19 事務年度以降においても、協会の品質管理レビューの審査結果等を踏まえ、3 大監査法人について引き続き検査を実施していくこととし、また、3 大監査法人以外で、上場会社等に対する監査業務を多く実施している監査事務所についても、必要に応じて検査を実施する。

(2) 中小規模監査事務所に対する検査

平成 16 事務年度以降これまでに、中小規模監査事務所に対して実施した検査の結果等については、「小規模監査事務所の監査の品質管理について」及び「中小規模監査事務所の監査の品質管理について」として取りまとめ、広く関係者等に示した。審査会は、これを受けて中小規模監査事務所が監査の品質管理の改善に自主的に取り組んでいるものと考えているが、平成 19 事務年度においては、このような自主的な改善が確実に実施されているかどうか検証することとし、協会の品質管理レビューの審査結果等に基づき、必要に応じて検査を実施する。

(以上)

公認会計士・監査審査会の実施する
検査に関する基本指針

平成 19 年 6 月
公認会計士・監査審査会

I 検査の基本事項

1. 検査の目的

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）が実施する検査は、公益的立場に立ち財務書類に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、審査結果に基づき、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）における品質管理レビュー（公認会計士法（以下「法」という。）第46条の9の2第1項の規定に基づき協会が行う、公認会計士、外国公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）における法第2条第1項の業務の状況の調査をいう。以下同じ。）の運営が適切に実施されているかどうか、監査事務所における同条同項の業務が適切に実施されているかどうかについて、関係者の事務所に立ち入り、確認・検証することを目的とする。

2. 検査対象先

審査会の検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

- (1) 協会（法第46条の12第1項）
- (2) 監査事務所（法第49条の3第2項）
- (3) 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所（法第49条の3第2項）

なお、上記に対する検査権限は、法第49条の4第2項により、内閣総理大臣（金融庁長官）から審査会に委任されている。

3. 検査事項及び検査方法

(1) 検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

① 協会

協会の事務の適正な運営に関する事項（法第46条の9の2第2項の報告に関するもの）

② 監査事務所

監査事務所における法第2条第1項の業務に関する事項（法第46条の9の2第2項の報告に関するもの）

③ 監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関係のある場所

監査事務所が行う法第2条第1項の業務に関する事項

(2) 検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

- ① 検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。
- ② 協会の事務及び監査事務所における法第2条第1項の業務が主に以下の法令諸基準等に準拠しているかどうかについて確認・検証する。
 - イ. 法令諸規則（法、法施行令及び当該法令に基づく内閣府令（監査法人に関する内閣府令、公認会計士等に係る利害関係に関する内閣府令及び日本公認会計士協会に関する内閣府令）、その他法第2条第1項の業務に関連する法令等）
 - ロ. 協会会則及び規則等（倫理規則、品質管理委員会規則、品質管理委員会運営細則並びに品質管理レビュー基準及び品質管理レビュー手続等）
 - ハ. 一般に公正妥当と認められる監査の基準（企業会計審議会から公表された監査基準及び監査に関する品質管理基準等、協会の指針、並びに一般に認められる監査実務慣行）
 - ニ. 一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（企業会計審議会から公表された会計基準、企業会計基準委員会から公表された会計基準、企業会計適用指針及び実務対応報告、協会から公表された実務指針及びQ&A、並びに一般に認められる会計実務慣行）

4. 検査に当たっての検査官の留意事項

（1）目的の認識

検査官は、審査会の検査の目的を常に念頭に置き、問題意識を持って検査を実施するように努めなければならない。

（2）効率的な遂行

検査官は、検査事項の軽重及び検査日数等を勘案し、効率的に検査を遂行するように努めなければならない。

（3）信用保持

検査官は、常に品位と信用を保持するよう努めるとともに、検査業務の遂行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（4）実態の把握

検査官は、常に穏健、冷静な態度を保ち、相手方の説明及び答弁を慎重に聴取し、正確な実態を把握するように努めなければならない。

（5）自己研鑽

検査官は、関係する法令諸基準等を正しく理解し、会計監査を巡る動向や新たな

な法令諸基準等の習得に努めなければならない。

5. 関係部局との連携

金融庁等関係部局との間においては、それぞれの独立性を尊重しつつ適切な連携を図るものとする。

II 検査実施手続等

1. 全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努める。

また、検査対象先に関する情報の収集に努め、関係部局や協会の動向も考慮して効率的な検査を実施することとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第46条の12第3項及び第49条の3第4項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2. 検査予告

検査の効率性の観点から、原則として、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応の責任者をいう。以下同じ。）に対して立入検査着手前に予告を行う。

ただし、実効性ある実態把握の確保の観点から必要と認める場合には、予告なく立入検査を実施することができる。

予告して立入検査を実施する場合には、検査対象先に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日等の検査実施の内容について書面により通知する。

検査基準日とは、検査の基準となる特定の日であって、予告して立入検査に着手する場合には検査実施の通知日の前営業日とし、予告なく立入検査に着手する場合には立入検査着手日の前営業日とする。

3. 立入検査の留意事項

（1）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について説明を行う。なお、主任検査官は、必要に応じて、検査対象先の承諾を得て、検査対象先の施設内で説明を行うことができる。

- ① 検査の権限及び目的
- ② 検査の実施方法
- ③ 検査モニター制度の概要
- ④ 意見申出制度の概要

⑤ その他必要な事項

(2) 検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示する。

(3) 検査対象先の役職員及び監査実施者に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員及び監査実施者（監査責任者及び監査補助者をいう。以下同じ。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や監査事務所の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証する。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の役職員及び監査実施者の同席の申し入れがあった場合には、検査に支障が生じない範囲内で、これを認める。

なお、同席を認めない場合には、その理由を当該申し入れを行った者に対して説明する。

(4) 被検査事務所等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、被検査事務所等（立入検査を受けた協会及び監査事務所をいう。以下同じ。）の業務等の状況及び品質管理に関する方針に対して被検査事務所等の代表者がどのように認識しているかについて、当該代表者及び理事等に対してヒアリングを行う。

(5) 検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように留意するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとするが、合理的な理由なく恒常的に就業時間外に検査を行うことのないように配慮する。

(6) 効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努める。

また、主任検査官は、検査官の検査手法等に関し、検査対象先と意見交換を行い、効率性の高い検査の実施に努める。

(7) 事実関係及び経緯等の分析

検査官は、検査において認められた問題について、事実関係や経緯等を詳細に分析することにより、法令諸基準等に抵触するか否かの検証にとどまらず、問題の発生原因についても追究する。

(8) 事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、検査対象先の役職員及び監査実施者から指摘事項について確認を得る。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した書面に、検査対象先の役職員及び監査実施者の認識について記載を求める。

(9) 問題発生時の対応

主任検査官は、検査の拒否、妨害、忌避に該当するおそれがある行為、その他重大な事故により検査の実施が困難な状況になったときは、その経緯及び事実関係を記録するとともに、直ちに審査会事務局審査検査室長にその旨を報告し、指示を受ける。

主任検査官は、審査会事務局審査検査室長の指示に基づき、検査対象先の責任者に対し、事実確認を行うとともに検査拒否等に係る理由書を求める等適切な措置を講ずる。

4. 検査資料の徴求

(1) 既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努める。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じる。

(2) 資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、原則として検査対応の責任部署（業務管理部門等）を通じて一元的に行うよう努め、その趣旨を適切に説明する。

検査官は、提出を求める資料について、検査業務の優先順位や検査対象先への負担等を考慮するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を借用する場合には、借用書を取り交わし、かつ、確実に管理する。

主任検査官は、各検査官の検査対象先に対する資料徴求の状況を常時把握し、資料の重複等がないように努める。

(3) 資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場（現物を管理する場所）からの一時持出しや返却を認める。

また、検査期間中に徴求した資料は、その取り扱いに十分注意するとともに、現物は検査の終了時まで返却する。

5. 検査モニター制度

検査モニター制度は、検査対象先から意見を受けることにより検査の実態を把握し、審査会による適切な検査の実施を確保するとともに、効率性の高い検査の実施に資する目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 検査対象先への説明

主任検査官は、立入検査着手日までに検査モニター制度の概要を検査対象先の責任者に対して説明する。

(2) 検査モニター制度の概要

検査モニターは、「意見聴取」及び「意見受付」の方法により実施し、意見の対象は検査官の検査手法に限る。

① 意見聴取

イ. 実施者

実施者は、審査会事務局総務試験室長（以下「総務試験室長」という。）又は総務試験室長が指名する者とする。

ロ. 実施方法

実施者は、検査の適切性を確保するため必要と判断した場合には、立入検査着手日以後立入検査終了日までの期間に検査対象先を訪問し、検査官の検査手法について責任者から意見聴取を行う。なお、実施の有無及び時期については、検査対象先の希望による。

② 意見受付

イ. 意見提出方法

電子メール又は郵送による。

ロ. 提出先

提出先は、総務試験室長とする。

ハ. 受付期間

立入検査着手日から検査終了日（検査結果を通知した日）の1月後（検査終了日の翌日から起算して30日を経過した日）までとする。

③ 処理

検査対象先からの意見は、適切かつ効率性の高い検査の実施に資するための実態把握として役立たせるものとし、総務試験室長は、必要に応じ、主任検査官に指示するなどの措置をとる。

6. 立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、被検査事務所等との間で十分議論を行うものとし、被検査事務所等との間に生じた認識の相違の有無について、被検査事務所等の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了する。

7. 検査事項確認手続

(1) 主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した被検査事務所等の問題点が整理された段階で、被検査事務所等の責任者に対し、以下の方法により、検査事項確認手続を行う。

① 主任検査官は、検査において認められた問題点等を伝達し、これに対する被検査事務所等の責任者の認識を聴取することにより、その時点で意見相違となっている事項（以下「意見相違事項」という。）を確認する。この確認に当たっては、書面を利用し責任者の認識の明確化に努める。

② 審査会としての最終的な見解は下記9.に規定する検査結果の通知により示される旨、及び検査事項確認手続は終了しても検査自体は検査結果の通知まで継続する旨を被検査事務所等に伝達し、今後の手続について説明を行う。

（注）検査は、検査実施日（予告を行う検査の場合は検査実施の通知日、無予告で行う検査の場合は立入検査着手日）より開始し、検査結果を通知した日をもって終了とする。

(2) 主任検査官は、検査事項確認手続による確認内容に変更が生じた場合は、被検査事務所等の責任者に対して改めて検査事項確認手続を行う旨を説明の上、検査事項確認手続を行う。

(3) 検査事項確認手続の際の出席者

① 当局

原則として、主任検査官のほか担当検査官1名以上とする。

② 被検査事務所等

被検査事務所等の責任者の出席を必須とする。責任者が被検査事務所等の他

の役職員の出席を要望した場合は、特段の支障がない限りこれを認める。

8. 意見申出制度

意見申出制度は、審査会の検査水準の維持・向上及び手続の透明性確保を図る目的から、以下のとおり取り扱う。

(1) 被検査事務所等への説明

主任検査官は、以下の意見申出制度の概要を立入検査着手日まで及び検査事項確認手続時に、被検査事務所等の責任者に対して説明する。

(2) 意見申出制度の概要

① 意見申出書の提出等

イ. 確認された意見相違事項について、事実関係及び申出者（被検査事務所等の責任者）の意見を記載し、必要な説明資料を添付した上で、申出者名による発出文書により、審査会事務局長あてに、直接又は主任検査官経由で提出することができる。

ロ. 意見申出は、原則として、意見相違事項に限る。

ハ. 意見申出書の提出期間は、被検査事務所等の責任者に対する検査事項確認手続が終わった日から3日間（検査事項確認手続が終わった日の翌日から起算し、行政機関の休日を除く。）とする。

ただし、上記提出期間内に提出期間延長の要請があれば、更に2日間（行政機関の休日を除く。）を限度として、提出期間の延長ができる。

郵送の場合については、消印が提出期間内（延長の場合は、延長した提出期間内）のものを有効とする。

ニ. 意見申出書に添付する説明資料の提出が提出期間内に間に合わない等の場合については、提出期間内に意見申出書のみを提出し、後日、速やかに説明資料を提出する。

ホ. 申出者は、提出した意見申出書を取り下げる場合には、取り下げ書を審査会事務局長あてに提出した上で意見申出書の返却を求めることができる。

② 審理手続等

イ. 審査会事務局総務試験室は、意見申出書の内容及び事実関係等を確認の上、審理結果（案）を作成し、これを審査会に付議する。

ロ. 審査会の審理結果については、検査結果の通知の内容に反映させることとし、その旨を被検査事務所等の責任者に対して伝達する。

9. 検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、被検査事務所等の責任者に対して、

検査結果を記載した文書を交付することにより行う。

なお、検査結果の通知の際は、被検査事務所等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴する。

Ⅲ 検査結果等の公表

審査会の事務運営の透明性を確保し、公正な事務執行を図るとともに、公益又は投資者保護に資するため、審査会の行った検査事務の処理状況については、以下のとおり、審査会のホームページ上等で公表する。

1. 勧告に至った事案の公表

勧告に至った事案について、勧告後、直ちに公表することとし、原則として、被検査事務所等の名称も併せて公表する。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不相当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じる場合もある。

2. 提言・取りまとめ等の公表

上記1.のほか、必要に応じ、監査業務の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、これを提言・取りまとめ等の形で公表する。

Ⅳ 情報管理

1. 検査情報管理上の留意点

検査官等職員は、検査に関する情報を、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理する。その際、特に、以下の点に配慮する。

- (1) 検査の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (2) 検査に関する情報を審査及び検査の目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- (3) 特に、検査対象先の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

2. 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、検査官等職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、公認会計士・監査審査会行政文書管理規則で定める

主任文書管理者、文書管理者をいう。

3. 検査関係情報及び検査結果の通知の取り扱い

検査関係情報（注）及び検査結果の通知の内容は、「審査会の判断」等を含むものであり、検査の実効性の確保等の観点から守秘義務の対象となる情報として、審査会の責任でこれらの管理を行う必要がある。このため主任検査官は、立入検査着手日までに、被検査事務所等の責任者に対して、検査関係情報及び検査結果の通知の内容について、審査会の事前の承諾なく、被検査事務所等以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得る。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と被検査事務所等の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

V 施行日

本基本指針は、平成 19 年 6 月 29 日から施行し、同日以降予告する（無予告の場合は、立入検査に着手する）検査について適用する。